

子少発 0630 第 1 号  
子保発 0630 第 1 号  
令和 2 年 6 月 30 日

各  
都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
児童相談所設置市長  
殿

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省子ども家庭局保育課長  
( 公 印 省 略 )

#### ベビーシッターなどを利用する際の留意点の周知等について

ベビーシッターなど子どもの預かりサービスについては、平成 26 年に、「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を公表し、その利用に当たっての留意点をお示ししたところである。

昨年取りまとめた「社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 議論のとりまとめ」において、本留意点を利用者に分かりやすく再度周知することが必要とされたことや、今般、マッチングサイトを通じ依頼を受けたベビーシッターが子どもに対し、わいせつな行為をし、逮捕されるという複数の事案が報道されたことも踏まえ、本留意点を別添 1 のとおり改訂することとした。

については、下記について御了知の上、各都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）におかれては、ベビーシッター事業者（認可外保育施設の届出がされている個人のベビーシッターを含む。）及び貴管内市町村（特別区を含み、指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。）に周知を図るとともに、その運用に遺漏のないよう配意願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

## 記

### 1 ベビーシッターなどの預かりサービスを利用する保護者への周知について

これまで、「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」については、厚生労働省や都道府県等のHPでの掲載等により、保護者等への周知を図ってきたところであるが、今般、別添1のとおり改訂を行うとともに、改訂後の内容を周知するため、別添2のとおり新しい資料を作成したところである。ついては、別添2を都道府県等に届出を提出しているベビーシッター事業者等に周知するとともに、別添2（別紙）について、HPへの掲載や都道府県等が独自に実施しているベビーシッターの利用支援事業の対象世帯等への配布を行うなど、御協力をお願いする。

### 2 ベビーシッターを含む認可外保育施設の設置者に対する指導監督について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の規定により、都道府県知事等は、ベビーシッターを含む認可外保育施設の設置者に対し、文書による改善指導や事業停止命令等の指導監督を行うことができるとされている。今般と同種の事案が発生した場合等についても、警察の捜査等に協力しつつ、都道府県等としても事実関係を正確に把握した上で、適切に対応されたい。

### 3 保育士資格を有する者の保育士登録の取消しについて

「保育士登録の取消しに関する事務について」（平成30年3月20日子発0320第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）においては、保育士登録を行う都道府県は、管内の施設又は事業所に勤務する保育士が逮捕されるなど、児童福祉法第18条の5に規定する欠格事由に該当するおそれが生じた場合には、当該施設等に対して当該保育士の氏名、住所、生年月日及び保育士登録番号その他の必要な情報の報告を求めるとことや事案の裁判の傍聴等によりその裁判等の状況を把握することなどにより、欠格事由に該当するおそれがある事案の積極的な把握に努め、欠格事由に該当する保育士を把握した場合は、同法第18条の19第1項に基づき、速やかに、保育士登録の取消しを行うこととされている。

このため、都道府県及び市区町村におかれては、保育士資格を有する者が逮捕されるなど、同法第18条の5に規定する欠格事由に該当するおそれがある事案を把握した際には、保育士証に記載されている保育士登録を行った都道府県又は施設等の所在する都道府県に情報提供するなど必要な連携を図っていただきたい。

以上

## ベビーシッターなどを利用するときの留意点

ベビーシッターなど子どもの預かりサービスを利用する保護者の皆様へ

～子どもの健全な育ちと安全・安心な利用のために～

令和2年6月改訂（改訂箇所を下線）

ベビーシッターなどを利用される場合には、以下の点にご注意ください。

### 1. まずは情報収集を

ベビーシッターを利用するには、事業者申し込み、所属するベビーシッターが派遣される方法と、マッチングサイトを通じてベビーシッター個人に利用者が直接依頼する方法があります。保育料の安さや手軽に頼めるかという視点ではなく、信頼できるかどうかという視点で、ベビーシッター事業者の情報を収集しましょう。マッチングサイトを通じての利用の場合は特に詳細に情報収集を行いましょう。情報収集にあたっては、都道府県や市町村の情報、公益社団法人全国保育サービス協会に加盟している会社のリストなどを活用しましょう。一時預かりが必要な場合やひとり親への様々な支援が必要な場合は、ベビーシッターの利用に限らず、市町村に相談しましょう。

### 2. 事前に面接を

ベビーシッターの派遣を事業者依頼する場合、ベビーシッターに対する希望を明確に伝えましょう。派遣される予定のベビーシッターと事前に面談を希望する場合は、事業者へ申し出てください。マッチングサイトを通じて依頼する場合には、インターネットの情報だけを頼りにするのではなく、実際に子どもをベビーシッターに預ける前に必ずベビーシッターと面会し、子どもを預かる方針や心構えなどについて質問して、信頼に足る人物かどうかを確認しましょう。また、子どもを預ける際には、必ず事前に面会したベビーシッター本人に直接子どもを預けるようにしましょう。

### 3. 事業者名、氏名、住所、連絡先の確認を

実際に子どもをベビーシッターに預ける際には、事業者名、ベビーシッターの氏名、住所、連絡先を必ず確認しましょう。その際、ベビーシッターの身分証明書のコピーをもらうようにしましょう。マッチングサイトを通じての利用の場合には、マッチングサイトで公開されている保育者の情報を再度確認するとともに、都道府県等に事業者としての届出をしているかも確認するといいでしょう。

### 4. 保育の場所の確認を

保育の場所が子どもの自宅以外である場合は、事前に見学して、子どもの保育に適切な場所かどうかを確認しましょう。

### 5. 資格や研修受講状況の確認を

ベビーシッターが保育士や認定ベビーシッター（※）の資格を持っている場合は、保育士登録

証や認定ベビーシッター資格登録証の提示を求めて確認しましょう。保育に関する研修を受けているかどうかを確認してもいいでしょう。

※「認定ベビーシッター」とは、公益社団法人全国保育サービス協会が、ベビーシッターとして必要な専門知識及び技術を有すると認定した人です。詳しくは、全国保育サービス協会HPの資格認定制度のサイトを参照してください。

#### 6. 保険の確認を

万が一の事故に備えて、保険に加入しているかやその内容、金額を確認しましょう。ベビーシッターを派遣した事業者やマッチングサイトの運営者等にも同様に確認しましょう。

#### 7. 預けている間もチェックを

子どもをベビーシッターに預けている間も、子どもの様子を電話やメールで確認するようにしましょう。カメラなどで子どもの様子を見たいと保育者に伝えてもいいでしょう。

#### 8. 緊急時における対応を

預けている子どもの体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、ベビーシッターからすぐに連絡を受けることができるような体制を整えましょう。

#### 9. 子どもの様子の確認を

ベビーシッターから子どもの引き渡しを受ける際、どんなことをして遊んだのかといった保育の内容や預かっている間の子どもの様子について、ベビーシッターから報告を受けましょう。

子どもの様子次第では、お子さん本人にも確認しましょう。

#### 10. 不満や疑問は率直に

ベビーシッターに対する不満や疑問が生じた場合は、ベビーシッターを派遣した事業者やマッチングサイトの運営者等にすぐ相談しましょう。内容によっては、事業者等ではなく、都道府県や市町村の保育担当部署、地域の消費生活センターなどに相談しましょう。

ベビーシッターなどを利用する保護者の皆様へ

～子どもの健全な育ちと安全・安心な利用のために～

ベビーシッターなど、乳幼児宅を訪問する保育事業や子育て支援などは、子育て世帯の需要にきめ細かく対応する社会的意義のある事業です。ただし、利用する際には、原則、皆様のご自宅で、子どもと1対1で保育を提供する特性を踏まえた事前の確認や配慮が重要です。

単に預ける・預かるということではなく、保育者と子どもの成長について随時話をし、確認しましょう。概ね1歳未満の乳児は心身の様々な機能が未熟、未分化で、疾病への抵抗力が弱いこと、3歳未満の子どもは感染症にかかりやすい時期であること、3歳以上の子どもは、個の成長とともに、集団的な遊びや協同的な活動の充実が必要なことなど、子どもの最善の利益を考慮し、年齢や発達過程に応じた保育が求められることを皆様と保育者が共に理解することも不可欠です。

さらに、ICTを活用したマッチングサイトを通じての利用に当たっては、事前の情報収集や面談で、保育者の資格や研修受講状況等の情報を正確に確認するとともに、事前の確認だけでなく、保育者とお子さんのやりとりやお子さんの様子を継続的に確認することが特に重要です。

ベビーシッターなどを利用される場合には、以下の点にご注意ください。

# ベビーシッターなどを利用するときの留意点

ベビーシッターなどを利用される場合の留意点として、  
以下の **10か条** にまとめています。

別添 2 (別紙)

## 1. まずは情報収集を

ベビーシッターを利用するには、事業者申し込み、所属するベビーシッターが派遣される方法と、マッチングサイトを通じてベビーシッター個人に利用者が直接依頼する方法があります。保育料の安さや手軽に頼めるかという視点ではなく、信頼できるかどうかという視点で、ベビーシッター事業者の情報を収集しましょう。マッチングサイトを通じての利用の場合は特に詳細に情報収集を行いましょう。情報収集にあたっては、都道府県や市町村の情報、公益社団法人全国保育サービス協会に加盟している会社のリストなどを活用しましょう。一時預かりが必要な場合やひとり親への様々な支援が必要な場合は、ベビーシッターの利用に限らず、市町村に相談しましょう。

## 2. 事前に面接を

ベビーシッターの派遣を事業者依頼する場合、ベビーシッターに対する希望を明確に伝えましょう。派遣される予定のベビーシッターと事前に面談を希望する場合は、事業者に出してください。マッチングサイトを通じて依頼する場合には、インターネットの情報だけを頼りにするのではなく、実際に子どもをベビーシッターに預ける前に必ずベビーシッターと面会し、子どもを預かる方針や心構えなどについて質問して、信頼に足る人物かどうかを確認しましょう。また、子どもを預ける際には、必ず事前に面会したベビーシッター本人に直接子どもを預けるようにしましょう。

## 3. 事業者名、氏名、住所、連絡先の確認を

実際に子どもをベビーシッターに預ける際には、事業者名、ベビーシッターの氏名、住所、連絡先を必ず確認しましょう。その際、ベビーシッターの身分証明書のコピーをもらうようにしましょう。マッチングサイトを通じての利用の場合には、マッチングサイトで公開されている保育者の情報を再度確認するとともに、都道府県等に事業者としての届出をしているかも確認するといでしょう。

## 4. 保育の場所の確認を

保育の場所が子どもの自宅以外である場合は、事前に見学して、子どもの保育に適切な場所かどうかを確認しましょう。

## 5. 資格や研修受講状況の確認を

ベビーシッターが保育士や認定ベビーシッター（※）の資格を持っている場合は、保育士登録証や認定ベビーシッター資格登録証の提示を求めて確認しましょう。保育に関する研修を受けているかどうかを確認してもいいでしょう。

※ 「認定ベビーシッター」とは、公益社団法人全国保育サービス協会が、ベビーシッターとして必要な専門知識及び技術を有すると認定した人です。詳しくは、全国保育サービス協会HPの資格認定制度のサイトを参照してください。

## 6. 保険の確認を

万が一の事故に備えて、保険に加入しているかやその内容、金額を確認しましょう。ベビーシッターを派遣した事業者やマッチングサイトの運営者等にも同様に確認しましょう。

## 7. 預けている間もチェックを

子どもをベビーシッターに預けている間も、子どもの様子を電話やメールで確認するようにしましょう。カメラなどで子どもの様子を見たいと保育者に伝えてもいいでしょう。

## 8. 緊急時における対応を

預けている子どもの体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、ベビーシッターからすぐに連絡を受けることができるような体制を整えましょう。

## 9. 子どもの様子の確認を

ベビーシッターから子どもの引き渡しを受ける際、どんなことをして遊んだのかといった保育の内容や預かっている間の子どもの様子について、ベビーシッターから報告を受けましょう。

子どもの様子次第では、お子さん本人にも確認しましょう。

## 10. 不満や疑問は率直に

ベビーシッターに対する不満や疑問が生じた場合は、ベビーシッターを派遣した事業者やマッチングサイトの運営者等にすぐ相談しましょう。内容によっては、事業者等ではなく、都道府県や市町村の保育担当部署、地域の消費生活センターなどに相談しましょう。

### 参考

- 子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000087719.html>
- マッチングサイトガイドライン適合状況調査サイト  
<https://matching-site-guideline.jp/>

